

令和 5 年 6 月 5 日

保護者各位

石垣市立石垣第二中学校  
校長 與世山 淳  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の学校における対応について（お知らせ）

平素より本校における教育活動および新型コロナウイルス感染症対策にご協力をいただき感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行致しました。

これに伴い、文部科学省から学校における「衛生管理マニュアル」の改訂の通知があり、これを参考に本校での感染症における対応の見直しを行いました。ご不明な点や御相談等がありましたらご連絡ください。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒の出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」を基準とします。
2. 出席停止解除後、10 日間を経過するまでは、当該生徒にマスクの着用を推奨致します。
3. 令和 5 年 5 月 8 日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなるため、新型コロナウイルス感染症の確認がされていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

### <参考>

5 月 7 日以前		5 月 8 日以降
本人が感染し休んだ場合	出席停止	出席停止
本人が発熱・風邪症状で休んだ場合	出席停止	欠席
同居家族等が感染し、本人が休んだ場合	出席停止	欠席
本人が感染することが不安で保護者が休ませたい場合	出席停止	欠席

※新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行しましたが、引き続き、各家庭での健康観察（検温等）をし、登校させてください。

### 健康観察の視点（例）

- ・本人からの聞き取り（身体のだるさはないか・のどの痛みはないかなど）
- ・睡眠不足はないか（朝、なかなか起きられない・疲れが取れていないなど）
- ・朝食はとったか（いつもの食欲がない・腹痛はないかなど）
- ・排便はあったか（便秘・下痢をしていないかなど）